

鳥取市

脱炭素先行地域づくり

既存住宅断熱改修促進事業

申請の手引き

問い合わせ先・申請書提出先

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所 経済観光部 経済・雇用戦略課

スマートエネルギータウン推進室

(市役所本庁舎4階48番窓口)

電話番号：0857-30-8288

メールアドレス：energy@city.tottori.lg.jp

目 次

1	事業の目的	1 ページ
2	事業の位置づけ	1 ページ
3	対象経費について	2 ページ
4	対象となる改修箇所について	3 ページ
5	補助対象者	3 ページ
6	申請期限	3 ページ
7	実績報告期限	3 ページ
8	申請から実績報告までの流れ	4 ページ
9	対象となる住宅について	5 ページ
10	対象となる製品について	6 ページ
11	改修箇所及び改修率について	9 ページ
12	よくある質問	10 ページ
13	提出書類	12 ページ

1 事業の目的

既存住宅において、エネルギー消費効率の改善を促進するため、居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に実施する高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）を用いた断熱改修を支援するものです。

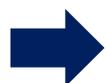
2 事業の位置づけ

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、環境省から鳥取市に交付される交付金を財源として、鳥取市から本補助事業の対象となる方へ補助金を交付する「間接補助事業」です。

そのため、本補助金の交付にあたっては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件として環境省が定める条件を満たす必要があります。

3 対象経費について

補助事業の実施に必要な建築材料（高性能建材：ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）の購入経費及び当該製品等の通常の設置に要する工事費とします。



補助率：3分の2

※対象経費について詳しくはこちらをご覧ください↓↓↓

【高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）】

経費区分	項目
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">補助対象製品の購入費 (6 ページ参照)補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（場内集積まで）補助対象経費を算出するための実測費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費

補助額の上限

【戸建て住宅の場合】

1戸あたり 120万円（このうち、玄関ドアの上限は5万円）

【集合住宅の場合】

1戸ごと 15万円（このうち、玄関ドアの上限は5万円）

4 対象となる改修箇所について

居間または主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修することが要件です。居間または主たる居室を含まない改修は対象外となります。

5 補助対象者

- ・脱炭素先行地域選定エリア

（若葉台北一丁目から若葉台北六丁目まで及び若葉台南一丁目から若葉台南七丁目まで並びに佐治町全域の区域）内に住宅を所有し、居住する個人

- ・市税等の未納がない方

6 申請期限

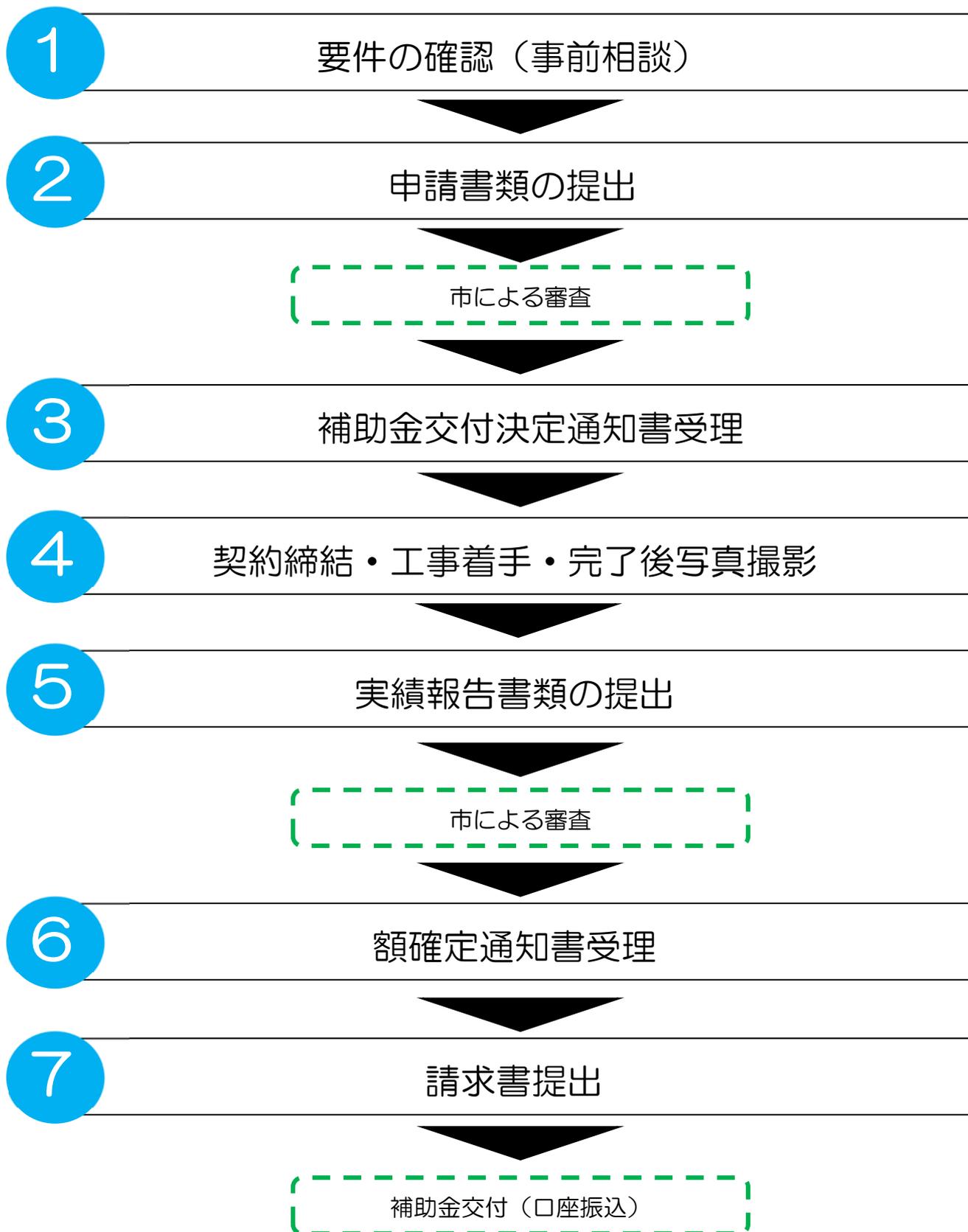
本補助金の申請年度の **12月10日**まで

（※申請期間中であっても申請金額が予算に達した日をもって終了となる場合がございます。その場合は、本市公式 Web サイトでお知らせします。）

7 実績報告期限

本補助金の交付決定のあった年度の **2月末日**まで

8 申請から実績報告までの流れ



9 対象となる住宅について

※次の要件を全て満たす必要があります。

対象となる住宅の要件	
<input type="checkbox"/>	専用の既存住宅であることが条件になります。 (店舗、事務所等との併用の場合は対象外となります。)
<input type="checkbox"/>	改修を実施される方ご自身が常時居住する住宅であること。 (改修後に居住予定の場合は、改修後にその住宅に居住することが条件となります。)
<input type="checkbox"/>	改修を実施される方ご自身が所有している住宅であること。 (今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書を添付することが条件となります。)
<input type="checkbox"/>	集合住宅(個別)においては、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、集合住宅の管理規約等で、改修を実施される方が共用部の改修を行うことについて認められていること。

10 対象となる製品について

ガラス・窓・断熱材

□ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の対象となる未使用の製品であること。⇒次の URL を参照 (<https://ekes.jp/>)



□ 窓・ガラスについては、以下の条件を満たすものであること。

A) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付、外窓交換、内窓取付のいずれかとする。

B) ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。

※以下の窓は改修不要です。

- ・換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
- ・300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
- ・換気を目的としたジャロジー窓
- ・ガラスブロック

□ 断熱材については、さらに以下の A) ~C) の条件を満たすこと。

A) 表 1 の性能値を満たすこと。（重ね貼りも可能）

表 1（部位別の必要な性能値）

熱抵抗値（R 値）		
天井	外壁	床
2.7 以上	2.7 以上	2.2 以上

（注 1）本値は本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことにご留意ください。

B) 熱伝導率（λ 値）が 0.042 以上の断熱材（グレードが D4 のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

C) 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施行業者が行うこと。

玄関ドア

□

玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象とします。

□

改修する場合は、次の A) ~C) のいずれかの要件を満たすこと。

A) 熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。

B) 戸と枠の組み合わせが表 2 のとおりであること。(注 1)

C) 建具内部の断熱材の仕様から A) 又は B) と同程度の性能と判断されること。(注 2)

* 市場投入され一般に入手できる製品であること。

* 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。(注 3)

(注 1) 熱貫流率を示すことができない場合は、表 2 の戸と枠の組み合わせの製品とする。

(注 2) 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

表 2 (補助対象となる戸と枠の組み合わせ)

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製 ハニカム フラッシュ構造		金属製 またはその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断 構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と 金属の 複合材 料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製 または その他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

※「住宅省エネルギー技術講習テキスト(基準・評価方法論) 令和 2 年度国土交通省補助事業の表を元に作成

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60mm 以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

1 1 改修箇所及び改修率について

延べ面積における補助対象面積の占める割合（改修率）が、下表（エネルギー計算結果早見表）における組み合わせごとの最低改修率を上回る必要があります。

表 3（エネルギー計算結果早見表）

断熱 部位数	組合せ 番号	断熱部位				最低 改修率 (%)
		天井	外壁	床	窓・ガラス	
4 部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
3 部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床		25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25
2 部位	6	天井	外壁			25
	7	天井		床		25
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25
	9		外壁		窓の改修	40
	10		外壁		ガラスの改修	40
	11		外壁	床		40
	12			床	窓の改修	40
1 部位	14			床	ガラスの改修	40
					窓の改修	100

改修に関する留意事項

断熱材及び窓・ガラス

- ・改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工してください。
- ・断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象となります。
- ・天井改修においては、改修居室等にかかわらず、屋根直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修してください。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修する必要はありません（天井全体面積の最大 15%まで）。

玄関外皮

- ・玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修してください。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としても差し支えありません。

12 よくある質問

Q1	高性能建材とは何ですか。
A1	特殊な製品を指すものではなく、広く市場に流通している断熱材や窓、ガラスなどの内断熱性能の高い材料のことをいいます。
Q2	新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。
A2	補助対象になりません。既存住宅の改修による設置のみ対象になります。
Q3	現在居住していない住居は補助対象になりますか。
A3	改修後に居住予定であれば、補助対象になります。
Q4	過去にリフォーム済みである窓（高断熱窓）でも新たに改修する必要がありますか。
A4	「申請の手引き」6ページ 10対象となる製品について こちらに掲載しているホームページの【補助対象製品一覧】に該当があれば新たに改修する必要はありません。該当するものがない場合、同等のものであるとする資料（カタログなど）を提出していただく必要があります。
Q5	2階の寝室部分の天井と窓を改修する予定であり、最低改修率を上回っているが補助対象になりますか。
A5	主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を含まない改修は補助対象外になります。
Q6	窓・ガラスを改修する場合、主たる居室にある勝手口ドアも改修する必要がありますか。
A6	改修する必要はありません。ただし改修する場合は、 「申請の手引き」6ページ 10対象となる製品について こちらに掲載しているホームページの【補助対象製品一覧】の中からガラスの面積がドア面積の50%以上の製品を用いて改修してください。（登録商品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る。） なお、採風・通風タイプは「採風・通風」があるものを使用してください。

Q7	国の他の補助金との併用はできますか。
A7	原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。それぞれの補助金要綱等をご確認ください。

Q8	個人による申請ではなく、事業者にて代行申請を依頼してもいいですか。
A8	事業者による代行申請も可能です。

Q9	電子メールやFAXによる申請書類の提出は可能ですか。
A9	電子メールやFAXによる提出は受付できません。 窓口までご持参又は郵送にて提出をしてください。 窓口：スマートエネルギータウン推進室（市役所本庁舎4階48番窓口）

13 提出書類

《申請時》

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 費用の総額及び内訳のわかる書類
(「規格・仕様」、「数量」、「単位」、「単価」を明記したもの。「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」の費目・細分により整理してください。)
- (5) 改修箇所に係る改修前の写真・改修箇所の図面等施工箇所のわかるもの
(「費用の内訳のわかる書類」に記載された項目との比較ができるよう、付番等により写真・図面中に明示してください。)
- (6) 改修に用いる断熱材、建材等の製品に係る型式及び性能を確認できる書類 (カタログ等)
- (7) 対象建物の延べ床面積及び改修率を確認するための改修箇所、補助対象床面積等を確認できる平面図
- (8) 3者以上の見積書又は業者選定理由書
- (9) 交付を受けようとする者に係る住民票の写し (現に居住している場合)
- (10) 対象建物の登記事項証明書 (現に所有している場合)
- (11) 市税滞納なしの納税証明書 (申請年度の前年度分)
- (12) その他市長が必要と認める書類 (該当する場合のみ提出)

《実績報告時》

- (1) 完了届
- (2) 実績報告書
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 交付請求書
- (6) 補助事業に係る契約の証拠書類
- (7) 施工業者が発行した領収書、費用内訳書の写し
(「費用内訳書の写し」には、「規格・仕様」、「数量」、「単位」、「単価」を明記。「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」の費目・細分により整理してください。)
- (8) 施工前の状況と対比可能な施行後の完了写真
(「費用内訳書の写し」に記載された項目との比較ができるよう、付番等により写真に明示してください。また、施工前の写真と同じ角度から撮影するなど、対比が確認できるようにしてください。)
- (9) 交付を受けようとする者に係る住民票の写し (申請以降に居住した場合)
- (10) 対象建物の登記事項証明書 (申請以降に所有した場合)
- (11) その他市長が必要と認める書類 (該当する場合のみ提出)

《事業完了後の効果検証へのご協力》

本補助金の交付を受けられた方に、断熱改修実施後の効果検証のため、鳥取市からアンケート等をお願いする場合がございます。その際は、ご協力の程よろしくお願ひします。